

国民健康保険の届出をお忘れなく

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112 または各支所・行政サービスセンター

春は進学や就職、退職などで異動が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要です。異動があったときは14日以内に届出をしてください。

各種届出の際に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、身分確認ができるもの（運転免許証等）とシャチハタ以外の印鑑をお持ちください。また、窓口に来られる方がその世帯の世帯主以外の場合は、委任状が必要です。委任状には世帯主と窓口に来られる方の印鑑が必要です。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯分離・合併したとき	
	修学のため、佐渡市から転出するとき	在学証明書または学生証

国民健康保険の届出が遅れる場合

国保加入の届出が遅れると…	前の健康保険の資格がなくなった月までさかのぼって国保税がかかるため、1回に納める保険税が高額になります。また、健康保険に加入していない期間の医療費はいったん全額自己負担になる場合があります。
国保をやめる届出が遅れると…	国民健康保険に加入したままになっているため、保険税（料）が二重にかかってしまいます。また、資格がなくなったのに国保の保険証を使って受診した場合、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになります。

県単医療（県障・県親・県子・県老）受給者証をお持ちの方

加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口まで届出をしてください。

届出に必要なもの	県単受給者証、新しい保険証、印鑑
----------	------------------

非自発的失業者の国保税軽減措置

以下の①～③のすべてを満たす方は、申請により、国民健康保険税が軽減されます。

- ①平成21年3月31日以降に失業した方、②失業した時点で65歳未満の方、
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由欄が「11、12、21、22、31、32」または「23、33、34」と記載してある方

申請方法

- ①退職時に職場からもらう離職票をハローワークに持参し、失業給付の手続きをします。
- ②ハローワークで『雇用保険受給資格者証』が発行されます。

受給資格者証の離職理由欄に③のいずれかの数字が記載されていることをご確認ください。

- ③『雇用保険受給資格者証』、国保の保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所窓口で手続きをお願いします。